

新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 新潟市内産農産物、水産物、畜産物及びその加工品等（以下「市内産農産物等」という。）を積極的に取り扱う市内の小売店及び飲食店を新潟市地産地消推進の店（以下「推進店」という。）として認定し、地産地消推進の取り組みを市民に周知することで市内産農産物等の理解を深め、その生産振興と消費拡大を図るとともに、食育への意識向上につなげる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内産農産物等 次に掲げる（ア）から（エ）を総称するもののことをいう。

（ア）農産物 市内で生産、収穫されたもの

（イ）水産物 市内で水揚げされたもの

（ウ）畜産物 市内で飼育されたもの

（エ）加工品 （ア）から（ウ）で定義する農産物、水産物及び畜産物を主な原材料として加工されたもの

(2) 小売店 市内産農産物等の販売を行う店舗（市内に所在するスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所等）をいう。

(3) 飲食店 市内産農産物等を加工して販売・提供する店舗（市内に所在するホテル、旅館、割烹、すし店、レストラン、居酒屋、ベーカリー、菓子店等）をいう。

(認定申請)

第3条 推進店の認定を受けようとする小売店及び飲食店（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号（認定申請書）及び別記様式第1号の2（暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書）を市長に提出するものとする。

(認定基準)

第4条 推進店の認定基準は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内産農産物等を積極的に活用・販売し、それを PR するとともに、今後もその取り組みを継続する意欲があること

(2) 推進店として市ホームページ等市の広報媒体で紹介されることを承諾すること

(3) 市が実施する食育及び地産地消等関連事業の取り組みに積極的に協力すること

(4) 食品衛生法及び関連法令を遵守していること

(5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(認定)

第5条 市長は、申請者が認定基準を満たすと認めたときは、申請者を推進店として認定するものとする。

2 市長は、認定の可否について、申請者に対して別記様式第2号（認定結果通知書）により通知するものとする。

3 市長は、推進店として認定した申請者に対して別記様式第3号（認定証）を交付し、普及啓発資材を提供するものとする。

4 認定証及び普及啓発資材が経年劣化その他のやむを得ない事由により使用に耐えないと認める場合は、再交付を行うものとする。

(認定証の掲示及び広報)

第6条 推進店は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するとともに、小売店においては市内産農産物等を積極的に販売、PRし、飲食店においては積極的に活用、PRすること。

2 市長は、推進店に関する情報を市のホームページ等市の広報媒体を利用して、広く市民等に

周知するものとする。

(ロゴマークの使用)

第7条 推進店は認定を受けた店舗であることをPRするために、店頭や店舗ホームページ、チラシ、ポスター等に「新潟市地産地消推進の店ロゴマーク」を表示することができる。

2 ロゴマークの使用方法等については、「新潟市地産地消推進の店ロゴマーク使用マニュアル」として別に定める。

(認定期間)

第8条 認定期間は、認定基準日（令和7年から2年ごとの年の6月1日）から2年間とする。

認定基準日以降に認定された店舗にあっても、認定された日の属する認定期間とする。

2 認定期間終了後も引き続き認定を受けようとする場合は、市長が指定する日までに、別記様式第4号（更新申請書）を市長に提出するものとする。

3 市長は、同条第2項による申出があった場合は、申出の内容を審査のうえ、認定期間更新の可否を決定することとする。

4 同条第3項の場合において、認定の更新をしない場合には、第5条第2項の規定を準用する。

(調査)

第9条 市長は、推進店に対して認定基準を満たしているか随時調査することができる。

(認定の辞退)

第10条 推進店は、廃業等によりその営業を終了したとき、または認定を辞退するときは、別記様式第5号（認定辞退届）により市長に届け出るとともに、認定証及び普及啓発資材は、推進店の責任で破棄するものとする。

(認定の取消)

第11条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消を行うことができる。

(1) 営業を終了したとき

(2) 認定基準に該当しなくなったとき

(3) 別記様式第5号（認定辞退届）を受理したとき

(4) 第8条の規定による更新の申請がなされないとき

(5) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、別記様式第6号（認定取消通知書）により、その旨を通知しなければならない。

(苦情処理)

第12条 推進店は、認定内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年3月19日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に、改正前の新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第5条の規定により推進店として認定された店舗については、なお従前の例による。この場合においては、旧要綱第8条の規定は適用しない。

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者 事業者名 _____
 代表者氏名 _____

新潟市地産地消推進の店認定申請書

新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。申請にあたり、同要綱第4条に規定する認定基準を全て満たしていることを誓約します。

なお、認定された場合には、同要綱第6条の規定による認定証の掲示及び申請書記載事項の公開並びに、同要綱第9条の規定による調査の受け入れに同意します。

記

区分 ※該当するものに☑	【小売店】 <input type="checkbox"/> 農産物直売所 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 八百屋 <input type="checkbox"/> 魚屋 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> その他（ ） 【飲食店】 <input type="checkbox"/> 和食 <input type="checkbox"/> イタリアン・フレンチ <input type="checkbox"/> 中華 <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> 焼肉 <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> カフェ・スイーツ <input type="checkbox"/> ベーカリー <input type="checkbox"/> その他（ ）	
店舗連絡先 ※同一事業者が複数の店舗の認定申請を行う場合、別紙添付による任意様式での一括報告でも可	ふりがな	
	店舗名称	
	所在地	〒 —
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当者	(所属) (氏名)
事務担当連絡先 ※店舗連絡先と異なる場合のみ記入	名称	
	所在地	〒 —
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当者	(所属) (氏名)

【裏面に続く】

ホームページアドレス	
SNSアカウント名 またはURL	
PRポイント (80文字以内) ※記載内容は新潟市ホームページ等に掲載します	
食育・地産地消について取り組んでいること ※SNSなど掲載のため、取材や写真提供のお願いをすることがあります	
店舗写真の提出 ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	<p>※市ホームページ等で掲載するため、店舗外観・売り場等の写真データの提供をお願いします。(送付先: shokuhana@city.niigata.lg.jp)</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>

※上記内容に変更があった場合は、速やかに食と花の推進課までご連絡ください。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱の規定に基づく認定申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、添付書類の照会対象者の役員等の一覧表を提出します。一覧表に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日（昭和・平成） 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

様

新潟市長

新潟市地産地消推進の店認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市地産地消推進の店認定申請について、新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請店舗

(1) 区分 小売店 ・ 飲食店

(2) 店舗名称

(3) 店舗所在地

2 認定結果 認定 ・ 否認定

3 認定年月日 年 月 日

4 否認定の理由

新潟市地産地消推進の店認定証

新潟市地産地消推進の店

〇〇〇 様

貴店は市内産農産物等を積極的に販売または活用・PRすることで、食育・地産地消の意識向上及び市内産農産物等の生産・消費拡大に寄与するお店であることを認定します。

認定期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

新潟市長

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者 事業者名 _____

代表者氏名 _____

新潟市地産地消推進の店更新申請書

区分 ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> 飲食店	
店舗連絡先 ※同一事業者が複数の認定店舗の更新申請を行う場合、別紙添付による任意様式での一括報告でも可	ふりがな	
	店舗名称	
	所在地	〒 ー
	電話番号	
	メールアドレス	
担当者	(所属)	(氏名)
事務担当連絡先 ※店舗連絡先と異なる場合のみ記入	名称	
	所在地	〒 ー
	電話番号	
	メールアドレス	
	担当者	(所属)
ホームページアドレス	<input type="checkbox"/> 市ホームページの掲載内容から変更なし	
	<input type="checkbox"/> 市ホームページの掲載内容から変更を希望する	
SNSアカウント名 またはURL		
PRポイント (80文字以内) ※市ホームページ等に 掲載している内容 ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 市ホームページの掲載内容から変更なし	
	<input type="checkbox"/> 市ホームページの掲載内容から変更を希望する	
食育・地産地消について取り組んでいること ※SNSなど掲載のため、 取材や写真提供のお願い をする場合があります		

※市ホームページに掲載している**店舗写真の変更**をご希望の場合、下記のメールアドレスへ送付してください。（送付先：shokuhana@city.niigata.lg.jp）

（あて先）新潟市長

事業者名： _____
 代表者氏名： _____
 担当者： 所属 _____ 氏名 _____
 電話： _____

新潟市地産地消推進の店認定辞退届

このことについて、新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱第10条の規定により、認定を辞退しますので、次のとおり届け出ます。

記

店舗名称	
店舗所在地	
区分 ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> 飲食店
辞退を希望する理由	(閉店・移転の場合その年月日) 年 月 日

様

新潟市長

新潟市地産地消推進の店認定取消通知書

新潟市地産地消推進の店認定事業実施要綱第11条の規定により、認定を取り消しましたので通知します。

記

1 申請店舗

(1) 区分 小売店 ・ 飲食店

(2) 店舗名称

(3) 店舗所在地

2 認定取消年月日 年 月 日

3 取消理由

4 その他

認定にあたり交付しました新潟市地産地消推進の店認定証及び普及啓発資材は、速やかに破棄してください。